



# こういきれんごう

H23.4  
臨時号

久慈広域連合

## ～ 東日本大震災に伴う減免等制度のお知らせ～

久慈広域連合では、この度の震災により被災された第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料及び利用者負担額について、被保険者または家族の申請により減免・徴収猶予を実施します。

また、被保険者証を紛失された場合は、久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課で再発行ができます。

### 介護保険料の減免についてー

#### 〈対象となる方〉

本人または主たる生計維持者が災害により、住宅、家財その他の財産について、おおむね10分の3以上の損害を受けた方で、今後1年間の所得の見積額が600万円未満の方。

減免の割合 30パーセント～100パーセント

主たる生計維持者が死亡、心身の重大な障害、長期入院、事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、今後1年間の所得の見積額が、前年の所得金額の50パーセント以下に減少することが見込まれる方で、前年の所得金額が600万円未満の方。

減免の割合 50パーセント～100パーセント

〈対象となる保険料〉 平成23年度分介護保険料

#### 〈申請に必要なもの〉

- ・ 介護保険料徴収猶予・減免申請書
- ・ 災害証明書または失業証明書等の損害の程度が分かる書類
- ・ 印鑑

#### 〈申請受付窓口〉

久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課